

中小事業者の税額計算の特例

令和元年10月1日から一定期間、売上げ又は仕入れを軽減税率と標準税率とに区分することが困難な中小事業者に対して、売上税額又は仕入税額の計算の特例が設けられています（簡易課税を選択する事業者には次の特例が設けられています）。

中小事業者とは

中小事業者とは、基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者をいいます。

■ 売上税額の計算の特例（軽減売上割合の特例）

売上げを税率ごとに区分することが困難な中小事業者は、課税期間のうち、令和元年10月1日から令和5年9月30日までの期間において、課税売上げ（税込み）に、通常の連続する10営業日の課税売上げ（税込み）に占める当該10営業日中の軽減税率の対象となる課税売上げ（税込み）の割合（軽減売上割合）を掛けて、軽減税率の対象となる課税売上げ（税込み）を算出し、売上税額を計算できます。

※ 通常の連続する10営業日とは、当該特例の適用を受けようとする期間内の通常の事業を行う連続する10営業日であれば、いつかは問いません。

【上記の割合の計算が困難な場合】

軽減売上割合の計算が困難な中小事業者であって、主として軽減対象資産の譲渡等を行う事業者は、これらの割合を $\frac{50}{100}$ とすることができます。

※ 主として軽減対象資産の譲渡等を行う事業者とは、適用対象期間中の課税売上げのうち、軽減税率の対象となる課税売上げの占める割合がおおむね50%以上である事業者をいいます。

特例計算による軽減税率の対象となる課税売上げ（税込み）

課税売上げ
（税込み）

×

軽減売上割合 又は 50%

=

軽減税率の対象となる
課税売上げ（税込み）

■ 簡易課税制度の届出の特例

仕入れを税率ごとに区分することが困難な中小事業者は、簡易課税制度の適用に関して、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの日の属する課税期間において、「消費税簡易課税制度選択届出書」（以下「簡易課税制度選択届出書」といいます。）を提出した課税期間から同制度を適用することができます。

ただし、簡易課税制度の届出の特例を選択した場合は、事業を廃止した場合を除き、2年間継続して適用した後でなければ、簡易課税制度の適用をやめることはできません。

※ 特例を適用する場合の簡易課税制度選択届出書は、令和元年7月1日から提出可能です。

軽減税率制度に関するお問合せ先【消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）】

専用ダイヤル 0120-205-553（無料） 【受付時間】 9:00~17:00（土日祝除く）

上記専用ダイヤルのほか、最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押すと、軽減コールセンターにつながります。税務署の連絡先は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご案内しています。

※ 軽減税率制度以外の国税に関する一般的なご相談は、ガイダンスに沿って「1」を押してください。

※ 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、最寄りの税務署への電話（ガイダンス「2」を押してください。）により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。